

学校施設の使用見直し方針

令和6年5月

目黒区

目 次

1	学校施設の目的外利用と学校開放事業	3	
2	学校施設使用見直しの検討経緯	3	
3	学校施設の使用に係る課題	4	
4	学校施設使用の見直しの方針	4	
(1) 令和7年度以降の学校施設利用団体登録について			
	(ア) 目的外利用スポーツ団体の学校開放（団体開放）への移行	4	
	(イ) 団体登録の一元化に伴う学校施設利用団体要件確認の追加	5	
	(ウ) 学校開放（団体開放）におけるホーム校の指定と地区割制度	5	
(2) 学校開放（団体開放）利用申請について			
	(ア) 運営委員会による利用調整	6	
	(イ) 中学校の施設予約システムによるオープン抽選	6	
	(ウ) 空き施設予約の導入	6	
	(エ) 団体利用上限枠（時間）の設定	6	
	(オ) 地域子どもスポーツ団体における利用優先	7	
(3) 目的外利用（単発）と教室定期利用の申請について			7
5	学校施設使用料の見直し方針	8	
6	学校施設予約システムの導入	9	
7	各校における団体利用時間帯の統一	9	
8	団体私物用具の保管管理について	12	

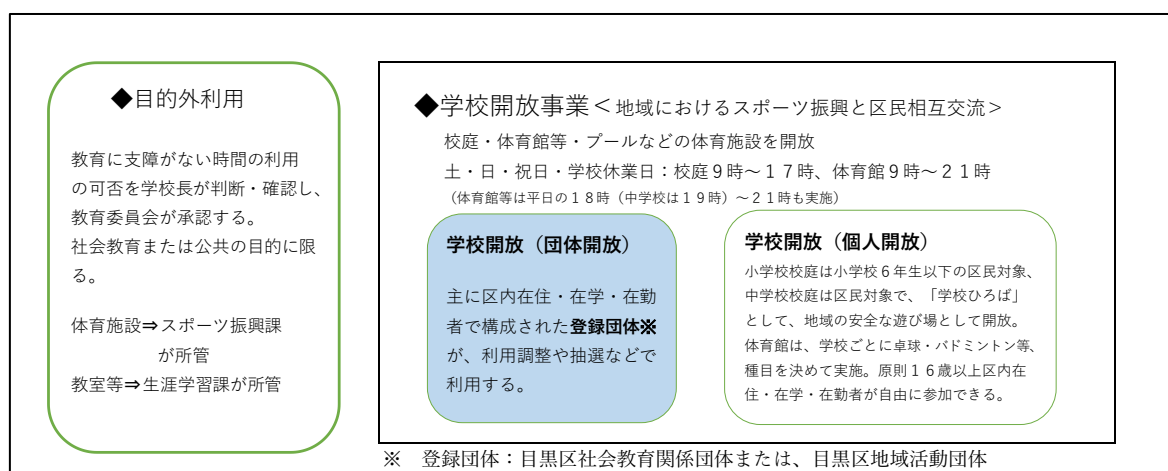
1 学校施設の目的外利用と学校開放事業

学校施設の目的外利用とは、目黒区教育委員会が、教育上支障がないと認める限り、条例の定めるところにより、社会教育その他公共の目的のために学校施設の使用を承認するものである。利用申請にあたっては、学校長が利用の可否を確認し、教育委員会が承認する。

一方、地域におけるスポーツ振興と区民相互の交流促進を図るため学校開放運営委員会（地域住民等で構成、以下「運営委員会」という。）が行う校庭及び体育館・武道室・武道場（以下「体育館等」という。）の利用については学校開放としている。学校開放は、個人開放と団体開放があり、校庭・体育館等ともに、土・日・祝日、学校休業日に実施しており、体育館等については平日夜間も実施している。

学校開放事業の申請・利用調整は、教育委員会が設置した運営委員会が行っている。

【図1】目的外利用と学校開放事業



2 学校施設使用見直しの検討経緯

学校施設の使用見直しについては、「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（令和4年10月決定）」において、貸室見直しに合わせて検討すべき事項として、令和7年度に合わせた見直しに向けて検討の加速化を図ってきた。また、「公の施設使用料の見直し方針（令和5年度改定）」においても、今後の学校施設の計画的な更新により、施設サービスの充実が図られる一方、莫大な経費が掛かることを踏まえ、受益者が一定の負担を行うことが公平性の観点、持続可能な施設使用の実現の観点からも望ましいことから、令和7年度の実施に向けて、学校開放など、学校施設の使用に係る見直し検討に引き続き取り組むこととしている。見直しに向け、関係所管課において課題整理や具体的検討に取り組むとともに、政策執行会議の専門部会である施設使用料・利用等問題検討部会において進捗管理を行い、令和5年7月に「学校施設の使用見直しの方向性について」を決定した。

さらに課題点を明確にし、学校開放に従事する側と利用する側双方の意見を反映するために、令和5年8月に各学校、各運営委員会及び学校利用団体に対するアンケート調査を行い、令和5年11月に「学校施設の使用見直し方針（案）」を策定した。

その後、区報・区ホームページ・各施設における方針（案）の設置や、各学校開放運営委員会を通じて、利用団体への配布を行い、12月11日から翌年1月16日までの期間に、

LoGo フォーム等による意見募集を行った結果、64 の個人・団体から、119 件の意見が寄せられた。

3 学校施設の使用に係る課題

学校施設の使用は、多くの区民や地域団体からの要望に応じて社会教育や公共の目的のために実施されているところであるが、近年、その需要は多岐にわたり、特に学童保育待機児童の増に伴う特別教室等のタイムシェアをはじめ、放課後の子どもの居場所づくりが喫緊の課題となっている。あわせて、学校更新の工事に伴うグラウンド不足など、学校施設の活用への需要が高まる中で、学校施設の使用見直しに関するアンケート調査において、利用団体や学校からの様々な意見や要望が寄せられた。

団体アンケート調査によると、子ども達の団体スポーツ活動時間を優先すべきとの声がある一方で、大人団体からは子ども団体の優先使用に対する懸念の声や、有料化になる際の設備の充実、団体用具の保管等への要望があがった。

また、運営側の課題として、団体利用の調整等に携わる運営委員会からは、地域優先の維持、独自の利用調整（事前に年間の予定管理を行う）への対応などがあり、学校からは、目的外利用申請の受付や書類事務の負担、団体私物用具の保管への対応、キャンセル等の連絡調整、学校警備員の使用料確認業務に対する不安などが挙げられている。

4 学校施設使用の見直しの方針

教育環境の維持・充実、子どもたちのための施設活用の実現、学校施設の安全性確保及び持続可能な管理・運営を行う観点等から、3 の課題解決を図るため、以下の方針に従って学校施設使用の運用の見直しを行う。

なお、見直しは目的外利用及び学校開放（団体開放）を対象とし、学校開放（個人開放）は、事前申込不要かつ自由来館型の事業であること、中でも校庭開放（学校ひろば）は、子どもたちや地域の安全な遊び場の確保を目的として実施しているものであることから、事業の目的等を踏まえ、見直し対象とせず、受益者負担を導入しない方向で整理する。

（1）令和7年度以降の学校施設利用団体登録について

（ア）目的外利用スポーツ団体の学校開放（団体開放）への移行

学校開放（団体開放）を利用できるスポーツ団体等の要件は、目黒区社会教育関係団体、または目黒区地域活動団体としての登録を必須としている。一方、目的外利用については、学校が1件ずつ使用団体の種別や目的の確認を行うことで、団体登録を必須とせず利用申請を受け付けており、それが学校職員の事務負担となっていた。

また、定期的な目的外利用を行っているスポーツ団体は、大半が学校開放（団体開放）も利用している団体であり、学校開放（団体開放）の実施時間以外（早朝、放課後、夕方）に学校施設を使用するために目的外利用申請を行っている。

今後、事業目的の明確化や施設利用にあたっての公平性などの観点から、目的外の

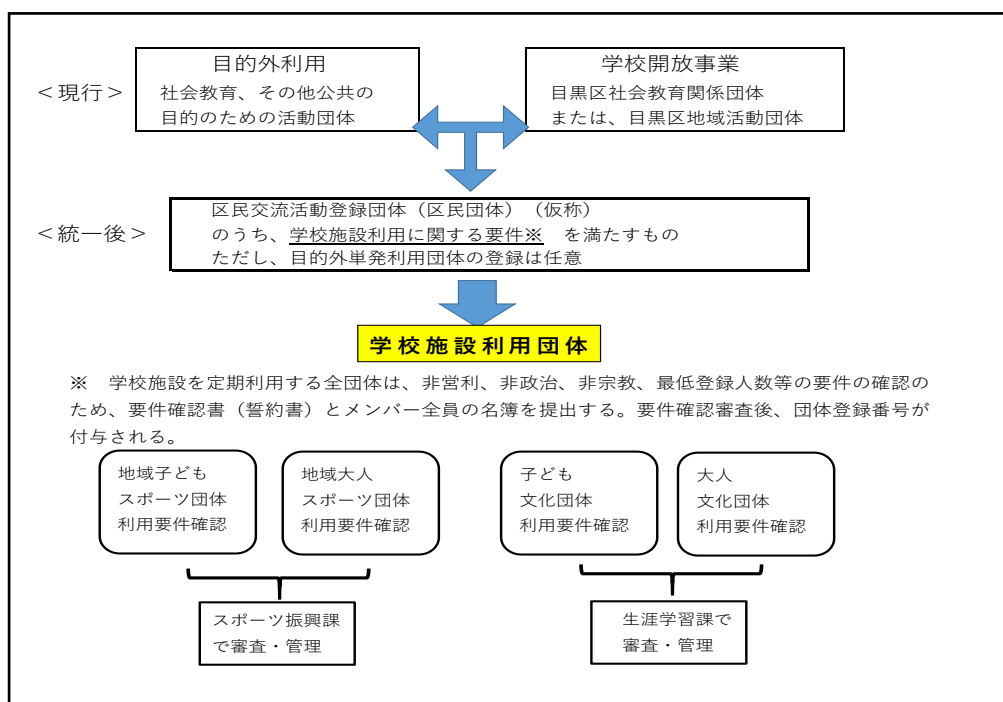
定期利用に係る要件として、団体登録を求めることとし、目的外スポーツ団体利用を学校開放（団体開放）へ移行する。これにより、目的外利用は、教室の定期・単発利用、及び校庭体育館等の単発利用（保育園、住区の行事利用等）のみとする。

（イ） 団体登録の一元化に伴う学校施設利用団体要件確認の追加

令和7年度から、貸室のあり方見直しにより、目黒区社会教育団体と目黒区地域活動団体の資格は、区民交流活動室（仮）の登録団体（区民団体）に移行することとなる。その際に学校施設を利用する登録団体については、登録団体（区民団体）要件とは別に「学校施設利用要件確認書（誓約書）」及び「登録者名簿」（以下、「確認書等」という。）の提出を求めることとし、初年度（事前に令和6年度中）は、すべてのスポーツ団体及び文化団体に確認書等を提出していただく。要件確認書の中で、非営利や重複登録の防止、近隣へのマナー、学校設備使用のルール順守等を誓約し、団体構成員に対する周知徹底を促すとともに、要件から逸脱する行為に対しては登録取消しを含むペナルティを適用していくことで、学校現場での対応の円滑化を目指す。

また、登録要件の資格審査は、文化団体は生涯学習課、スポーツ団体はスポーツ振興課のそれぞれが担当することで、適切な管理に努めていくこととする。

【図2】 学校施設利用団体の登録イメージ



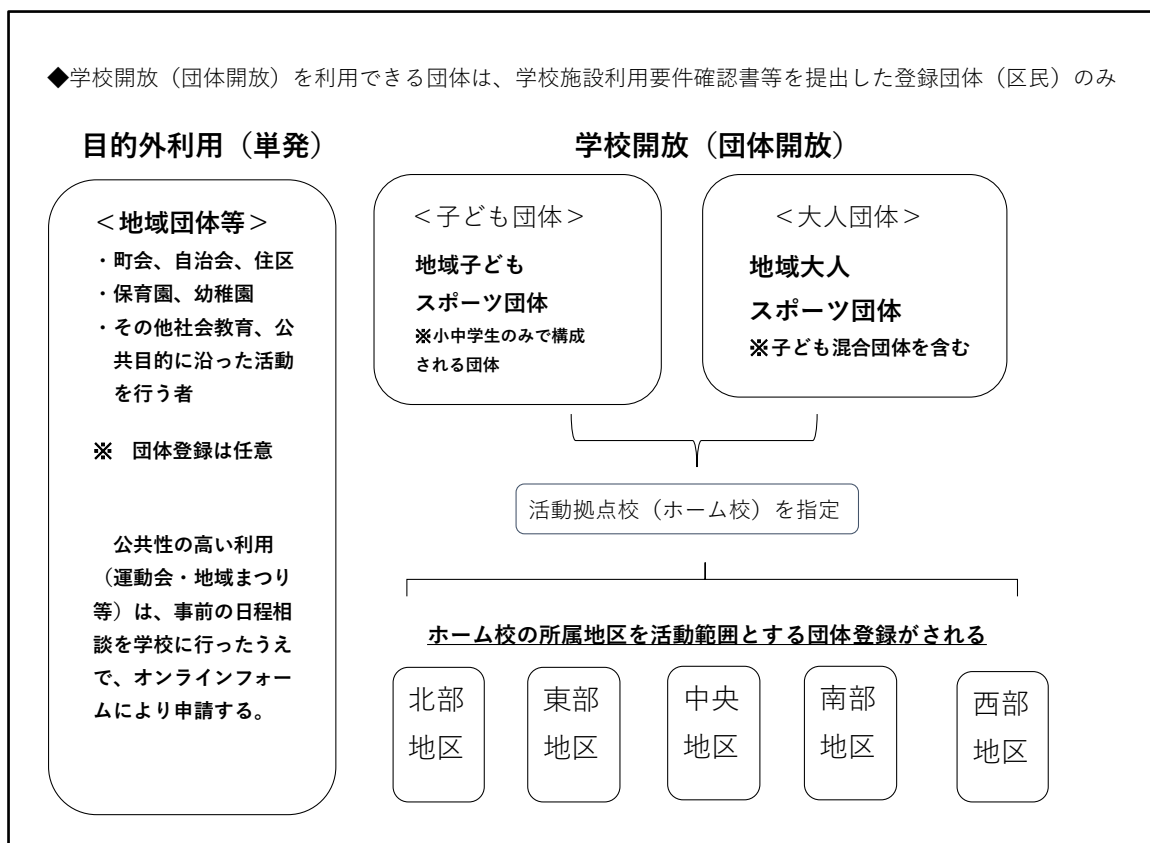
（ウ） 学校開放（団体開放）におけるホーム校の指定と地区割制度

各校の運営委員会は、これまで地域団体を優先させるため、対面による利用調整を行ってきた。それは、学区域内に利用者を限ることによって、地域コミュニティのつながりを維持するなどの効果がある一方で、新たな種目や団体の参入を困難にして

いた。今後学校施設をより効率的かつ平等に使用するためには、一定程度地域性を保ちつつ、近隣の他校も利用できるようにする等の柔軟性が求められる。

そのため、学校施設利用団体登録時において、各団体は主として使用する小中学校のうち、1校を「ホーム校」として指定し、その学校が所属する「地区」を活動範囲として申請する「地区割制」を導入する。

【図3】学校開放（団体開放） 地区割制のイメージ



（２） 学校開放（団体開放）利用申請について

（ア）運営委員会による利用調整

ホーム校として指定された小学校の運営委員会においては、翌月分の利用予約について、これまで通りの対面での利用調整を行う。実施日は、毎月第2土曜日に統一する。

（イ）中学校の施設予約システムによるオープン抽選

中学校はこれまでの区立体育館等での対面抽選から、施設予約システムによるオープン抽選に移行する。実施日は、小学校と同時の、毎月第2土曜日に統一する。

（ウ）空き施設予約の導入

小学校の利用調整と中学校の利用抽選が確定した後の指定の日から、地区内の学校の空き枠をインターネットで確認ができ、先着順で申請ができるようにシステムを構築する。

（エ）団体利用上限枠（時間）の設定

各団体が公平・平等に学校施設を利用するため、1団体ごとの月利用上限時間数を定める。月ごとの利用上限枠数及び延時間数は、団体アンケート調査による平均利用時間と回数を基準とし、他区の規定を参考に検討を行った結果、校庭の場合は2時間を1枠（連続利用は2枠まで）とし、10枠20時間まで、体育館の場合は3時間または2.5時間を1枠とし、25時間まで、両方を利用する団体は、校庭20時間、体育館10時間の合計30時間までとする。

（オ）地域子どもスポーツ団体における利用優先

学校施設使用見直しの方向性の中では、目的外利用における定期利用子どもスポーツ団体を優先させるため、学校ごとの優先団体の要件として在校児童・生徒割合を基準とする予定だったが、団体アンケート調査の結果、過半数に満たない団体が一定数見られたことから、子どもスポーツ団体の優先は、現時点で目的外定期利用を行うすべての子ども団体（校庭利用のみ）とすることとした。

そのため、休日の早朝時間と夕方（ランランひろば終了後）の校庭を利用している子どもスポーツ団体は、地域子どもスポーツの振興に寄与していることに鑑みて、当該時間帯に限りこれまでの活動を行えるように配慮する。ただし、目的外利用としてではなく、団体利用として運営委員会の利用調整を行う際に優先予約を実施することとする。また、これらの優先予約時間数は、団体利用上限枠に含めないこととする。

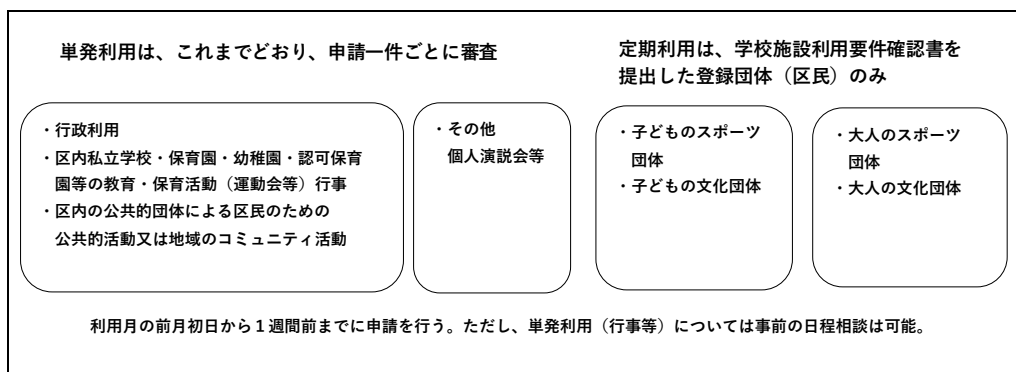
（３）目的外利用（単発）と教室定期利用の申請について

学校に直接申請をする目的外利用のうち、行政利用の他、私立保育園の運動会や地域のコミュニティ活動等の単発の行事としての申請については、登録団体（区民）及び学校施設利用要件の確認は任意とし、これまでどおり一件ごとの審査を学校が判断し、教育委員会が承認する。

また、文化団体などが教室等を定期に利用する場合は、登録団体（区民団体）及び学校施設利用要件の確認を必須とするが、申請方式は目的外利用申請として行う。

いずれの場合も、令和7年度以降の申請手段は、オンラインフォーム（LoGo フォーム）を活用するなど、オンライン申請と、オンラインクレジットでの決済による使用料の支払を奨励する。

【図４】教室利用のイメージ



5 学校施設使用料の見直し方針

学校施設の使用料については、適切な受益者負担を図るため、目的外利用及び学校開放のいずれにおいても、統一の料金設定とする。使用料算定に当たっては、公の施設の類似施設の単価（令和7年4月改定額）を基礎として、負担割合などを設定し算出した。

【図5】料金設定（1時間当たり）

時間帯※	教室	体育館	校庭
午前（開放開始～12時まで）	300 円	500 円	400 円
午後・夜間（12時～開放終了）	400 円	600 円	500 円

※ 開放開始及び終了時刻は、施設や日程により異なる。

また使用料の減免については、以下のとおりとし、適切な利用要件の設定を行う。

【図6】学校施設使用料の減額免除基準（学校開放）

対象	料金	条件
行政利用 （放課後の子ども居場所 事業含む）	免除	国、東京都、特別区又は東京都と特別区との間若しくは特別区相互間の事務を処理するために設置された団体が行政目的のために利用するとき。
地域子どもスポーツ団体 【団体利用・学校開放】	免除	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。
	1/2 減額	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校以外で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。

【図7】学校施設使用料の減額免除基準（目的外利用）

対象	料金	条件
行政利用 （放課後の子ども居場所 事業含む）	免除	国、東京都、特別区又は東京都と特別区との間若しくは特別区相互間の事務を処理するために設置された団体が行政目的のために利用するとき。
町会・自治会、住区住民 会議、学校 PTA、学童 保育クラブ保護者会 等	免除	区内の公共的活動団体が、区民のための公共的活動若しくは地域のコミュニティ活動を行うために利用するとき。
幼稚園・保育園	免除	区内私立学校・幼稚園・認可保育園・認証保育園等の幼児教育・保育活動（運動会等）行事を行うために利用するとき。

子ども団体 【文化団体利用】	免除	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、在校児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。
-------------------	----	---

6 学校施設予約システムの導入

学校開放（団体開放）利用申請は、対面による利用調整で行い、複写式申請書を書いて申請するという方法だったが、アンケート調査において、オンラインやデジタル化を望む意見も多かった。目黒区は区民サービスへデジタル技術を効果的に使用していくために、令和7年度からの学校施設については、現行の施設予約システムに学校施設を追加し、各人のスマートフォンやパソコンでの利用申請、及びオンラインクレジットカード決済による使用料の支払を導入する。

なお、スマートフォンやパソコン操作に慣れない利用者に対しては、当面これまでの複写用紙での申請と利用券による支払いも可としていくが、スマートフォンや各区内施設に設置されている施設予約システムの利用者端末の操作方法の講習を行うなど、ICT化に向けた啓発を行っていく。

7 各校における団体利用時間帯の統一

放課後の子どもの居場所事業としてのランランひろば及び学童保育クラブ（以下、「ランランひろば等」という。）は、令和7年度までにほぼすべての小学校において実施され、事業活動時間は原則18時までとなることが見込まれる。平日の放課後の校庭では、子どもスポーツ団体が概ね19時までの時間帯に団体利用（現行の目的外利用）を行っている学校があり、既存子ども団体の優先枠とする予定だったが、ランランひろば等が校庭を18時まで使用した場合に、これらの団体の利用が困難になることが想定された。そのため、該当校におけるランランひろば等の校庭利用については、17時までに団体に引き渡すこととし、校庭で遊んでいる子どもたちを体育館に移動させて18時まで過ごす運用を関係所管課に協議したところ、了承されたことから、平日放課後の子どもスポーツ団体優先枠については、17時～19時の2時間とする。

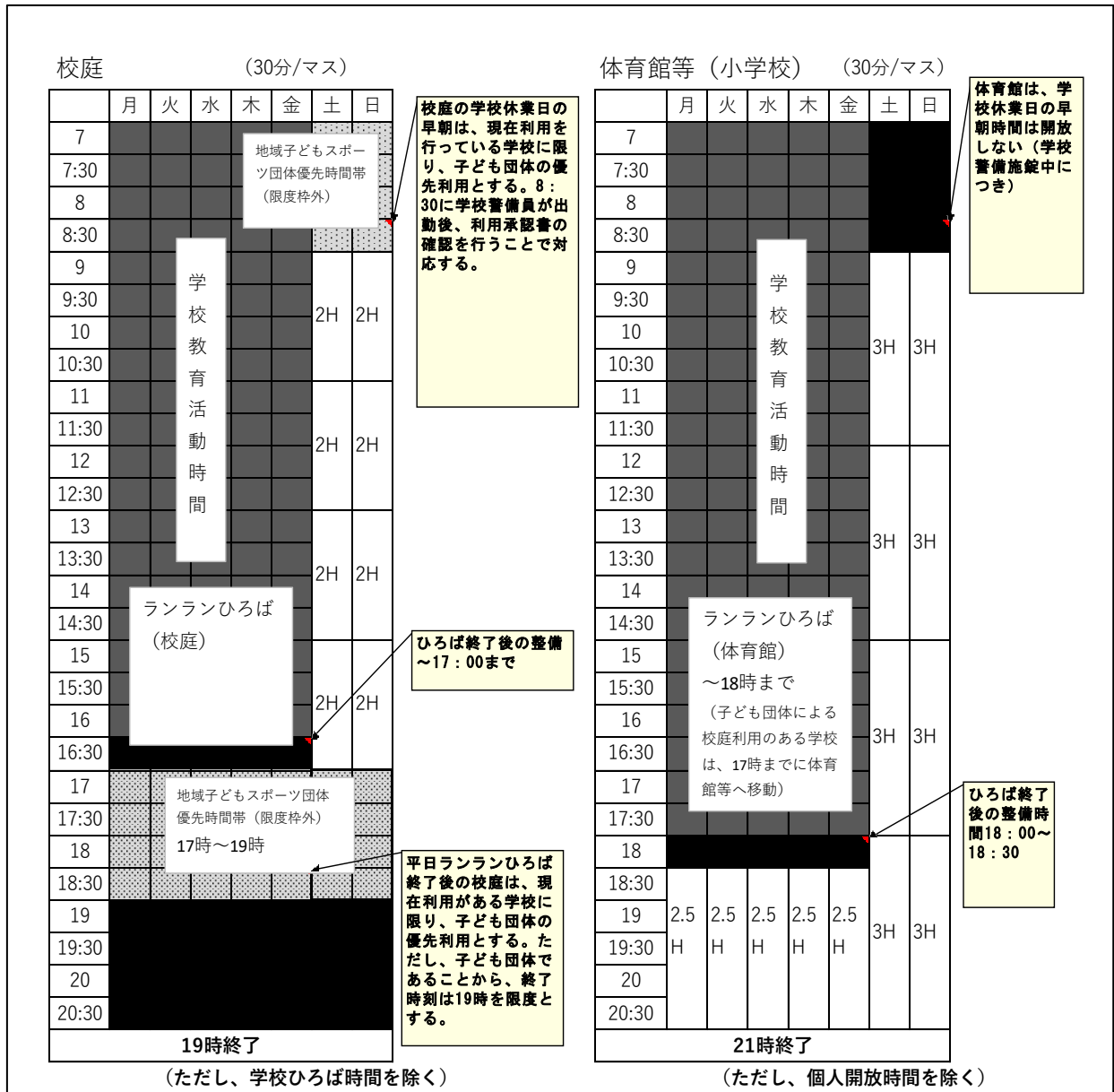
また、一方、ランランひろば等の平日夜間の体育館の利用については、サブルームとしての特別教室が準備できない学校もあり、体育館を最低限必要な居場所として確保する必要がある。そのため、平日の小学校の体育館は18時までランランひろば等の活動場所とし、スポーツ団体等の利用については、区民交流活動室(仮)等の貸室の時間割と同じく、18時30分から21時までの2時間30分とする。

なお、それ以外の学校施設利用においては、ランランひろば等の利用を最優先とすることから、令和7年度から放課後のランランひろば等の実施時間においては、スポーツ団体の目的外利用は行わず、団体開放の時間帯での利用を基本とする。ただし、特設クラブ※1活動や、放課後子ども教室※2などの事業は、教育事業としてランランひろば等に優先する。

※1 特設クラブ・・・目黒区立小学校において計画する教育活動の一環として、同一のスポーツや文化等に興味・関心を持つ同一校内の児童の自主的・自発的な参加によって行われる教育課程外の活動

※2 放課後子ども教室・・・地域の人材を活用し、子どもたちに地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する教育委員会の事業

【図8】学校開放時間帯イメージ 白抜き2H／3H／2.5Hが団体利用可能枠



【図9】団体開放利用時間帯と枠ごとの使用料

【校庭】「学校ひろば」の実施日を除く

＜小学校・中学校＞

※ホーム校利用の子ども団体は、使用料免除

土日 祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体（グラウンドゴルフ）	子ども団体※ ホーム校以外の使用 （大人の1/2）
○	/	7：00～8：00	1H	—	200円
○		8：00～9：00	1H	—	200円
○		9：00～11：00	2H	800円	400円
○		11：00～13：00	2H	900円	450円
○		13：00～15：00	2H	1000円	500円
○		15：00～17：00	2H	1000円	500円
○	○	17：00～19：00	2H	—	500円

【体育館・武道場等】「個人開放」の実施日を除く

＜小学校＞

※ホーム校利用の子ども団体は、使用料免除

土日 祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体	子ども団体※ ホーム校以外の使用 （大人の1/2）
○	/	9：00～12：00	3H	1500円	750円
○		12：00～15：00	3H	1800円	900円
○		15：00～18：00	3H	1800円	900円
/	○	18：30～21：00	2.5H	1500円	750円
○	/	18：00～21：00	3H	1800円	900円

＜中学校＞

※ホーム校利用の子ども団体は、使用料免除

土日 祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体	子ども団体※ ホーム校以外の使用 （大人の1/2）
○	○	19：00～21：00	2H	1200円	600円

【目的外利用 文化団体・単発（小中学校共通）】

※子ども団体は、使用料免除

時間帯※	教室	体育館	校庭
午前（開放開始～12時まで）	300円	500円	400円
午後・夜間（12時～開放終了）	400円	600円	500円

※ 開放開始及び終了時刻は、施設や日程により異なります。

8 団体私物用具の保管管理について

学校開放利用団体が私物用具等を学校に置くことは、目黒区立小・中学校校庭・体育館開放実施要領で禁止している。ただし、やむを得ない事情により私物用具を学校施設に保管する必要がある場合は、年度ごと利用団体が学校及び学校開放運営委員会に申請し、許可を得た場合のみ保管できることとしている。

令和7年度に向けて、これらの私物用具保管の申請・審査を厳格化するとともに、学校施設の更新に向けては、私物用具の撤去が必要になることが予想されることから、対象の団体に対して詳しく説明を行うとともに、物品の整理削減を促していく。

以 上